

公立学校共済組合山梨支部で保有する個人情報の取扱いに関する細則

平成17年4月1日制定

令和3年3月1日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、公立学校共済組合個人情報保護規程（平成30年10月23日全部改正。以下「規程」という。）第28条の規定に基づき、公立学校共済組合山梨支部（以下「支部」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(個人情報の管理者及び管理補助者)

第2条 支部は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、規程第3条第3項の規定に基づき、個人情報保護管理者（以下「情報管理者」という。）及び個人情報保護管理補助者（以下「情報管理補助者」という。）を置く。

2 情報管理者及び情報管理補助者並びにこれらの職務は、別表のとおりとする。

(委託契約)

第3条 個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合は、規程第13条の規定に基づき、契約書に受託者が「個人情報取扱業務委託基準」（別紙1）を守らなければならない旨を記載しなければならない。

(非常勤職員等との契約)

第4条 正職員以外の職員については、個人情報の秘密保持及び安全管理の遵守に関する事項を定めた「個人情報保護誓約書」（別紙2）をもって個人情報保護に関する契約を締結しなければならない。

(利用目的の変更手続)

第5条 利用目的を変更する場合にあつては、個人情報に係る開示等の権限を有する担当部署（以下「担当部署」という。）は、当該利用目的の変更について情報管理者の決裁を受けるものとする。

(利用目的の公表)

第6条 支部が保有する個人情報の利用目的については、規程第9条第4項各号に該当するもの及び労務管理に係る情報を除き、ホームページ及び広報誌により公表する。

2 前項の規定は、利用目的を変更した場合についても、適用する。

(支部における窓口)

第7条 個人情報の取扱いの苦情に関する相談の受付等を行う窓口は、福利給付担当に設置する。

(本人等からの開示、訂正等、利用停止等に係る手続)

第8条 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の申出等が前条に定める窓口にあつた場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 当該申出に係る個人データを保有している担当部署に回付する。

(2) 担当部署は、窓口から開示等の申出等について回送されたときは、当該申出があつた日及び申出の内容等を、「個人情報の開示等台帳」（別紙3の1）又は「個人情報の訂正等台帳」（別紙3の2）に記載し、規程の別紙様式第1号の「個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・

第三者提供停止申出書」(次号において「申出書」という。)に担当係名及び連絡先を明記した返信用の封筒を添付して申出を行った者に送付する。

- (3) 担当部署は、本人等から申出書が提出された場合は、情報管理者の決裁を受けた上で、本人等からの申出に応じて規程第 21 条の規定により規程の別紙様式第 2 号から第 7 号までのいずれかの様式により本人等に通知するとともに当該通知日及び内容等を別紙 3 の 1 又は別紙 3 の 2 に記載し、保管する。

(開示等の申出に対する決定に係る期間の延長)

第 9 条 規程第 21 条第 2 項の期間延長等は、「申出に係る決定期間の延長通知書」(別紙 4)により通知する。

(委託先からの実施状況の報告)

第 10 条 委託する契約期間が 3 か月を超えるものについては、個人データの安全管理に関する報告を委託先から必要に応じて受けるものとする。

(磁気媒体の種類及び手数料)

第 11 条 規程別表第 2 に掲げる磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体(次項及び第 12 条において「電磁的記録媒体」という。)は、次の各号に掲げる媒体に限るものとし、当該各号の区分に応じ、それぞれに定める額を負担するものとする。

- (1) CD-R 100 円
- (2) DVD-R 120 円

2 電磁的記録媒体は、原則として開示等の申出者が持参するものとする。

(個人情報に記載されている文書の管理等)

第 12 条 個人情報に記載されている文書の管理又は廃棄については、次のとおり行わなければならない。

- (1) 個人情報を含む文書の処理及び決裁等については、公立学校共済組合山梨支部事務処理規程(昭和 57 年 4 月 1 日制定)及び公立学校共済組合情報セキュリティーポリシー(平成 26 年 5 月 15 日制定)に定めるところにより処理するものとし、個人情報が漏えいすることのないよう適正に保管する。
- (2) 個人情報が含まれる文書及び電磁的記録媒体の廃棄に当たっては、焼却や溶解等、個人情報の復元が不可能な形にして廃棄する。
- (3) 前号に規定する廃棄業務を第三者に委託する場合は、個人情報の取扱いに関する外部委託に準じた内容の契約書を作成し、契約を締結する。
- (4) 第 2 号に規定する廃棄処理に当たっては、当該廃棄を行う者、廃棄内容等を記載した「個人データ廃棄簿」(別紙 5)により決裁を受けるものとする。

(研修等)

第 13 条 規程第 25 条の規定に基づき情報管理者は、個人情報の保護に関する研修を実施し、その実施履歴を管理する。

付 記

この細則は、平成17年4月1日から実施する。

付 記

この改正は、令和3年3月1日から実施する。

別表（第2条関係）

区 分	担当職員	職 務
情報管理者	事務局長	支部の保有する個人情報について管理するとともに情報管理補助者の職務を監督する。
情報管理補助者	事務局次長	各担当が取り扱う個人情報の保護に関し担当職員を指導する。

個人情報取扱業務委託基準

甲：公立学校共済組合山梨支部

乙：株式会社〇〇〇〇

1 基本的事項

乙は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 再委託の禁止

乙は、甲の承認を受けた場合を除き、委託業務の全部又は一部を他の者に再委託することはできない。

3 第三者提供等の禁止

乙は、甲から提供された個人情報を第三者に提供し、又は開示してはならない。

4 安全確保の措置

乙は、個人情報保護のため管理者を選任し、個人情報の漏えい、毀損の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

5 利用制限

乙は、個人情報を受託業務以外の用途に使用してはならない。

6 複写及び複製の禁止

乙は、個人情報に係る帳票及び磁気ディスク等（以下「記録媒体等」という。）について、業務上必要な場合を除き、複写又は複製してはならない。

7 記録媒体の授受及び管理

(1) 授受

- ① 甲及び乙は、記録媒体等の受渡しに当たって相手方、種類、数量等を確認し、記録するとともに受け取った記録媒体は、直ちに所定の場所へ格納する等の措置を講じなければならない。
- ② 乙は、記録媒体等の搬送に当たっては、施錠できる容器を使用し、又は厳重な包装を行う等、滅失等を防止する措置を講じなければならない。

(2) 管理

- ① 乙は、記録媒体等が滅失等しないよう所定の場所に保管しなければならない。
- ② 乙は、火災その他の災害及び盗難に備えて、記録媒体等を所定の保管用具に収納し、又は予備ファイルを作成し、別個の施設に保管する等適切に管理しなければならない。

8 管理者の注意義務

乙は、個人情報の保護について細心の注意をもって管理するものとする。

9 管理状況及び事故発生時の報告義務

- (1) 乙は、甲から個人情報の取扱いについてその実施状況を求められたときは、文書により速やか

に甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、業務遂行上事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その原因究明に努めるとともに、甲の指示により速やかに事故の処理に当たるものとする。

10 委託業務終了後の個人データの取扱い

(1) 契約に定める業務が終了した場合その他個人情報を保有する理由がなくなった場合は、乙は、速やかに当該記録媒体等を甲に返却し、又は消去するものとする。

(2) 記録媒体等を廃棄する場合は、焼却その他確実な措置を講ずるとともにその旨を記録しなければならない。

11 契約の解除

(1) 次の各号に該当した場合は、甲は催告することなく直ちに契約を解除することができるものとする。

① 乙が本基準に違反したとき。

② 乙の個人情報の取扱いが不相当であると甲が認めたとき。

③ 乙が本基準を履行することができないと甲が認めたとき。

④ その他乙に個人情報の取扱いについて委託契約を存続しがたい事由があるとき。

(2) (1) により契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することはできない。

12 損害賠償

契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により契約に定める条項に違反し、甲又は個人情報の本人に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

個人情報保護誓約書

私は公立学校共済組合山梨支部に雇用され業務を行う場合にあっては、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしたり、外部に持ち出すことはいたしません。

また、退職した後においても、これらの事項を他人に漏らすようなことはいたしません。

令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 印

〇 〇 〇 〇 殿

公立学校共済組合山梨支部長

申出に係る決定期間の延長通知書

令和 年 月 日付けで申出がありました個人情報の（利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止）については、公立学校共済組合個人情報保護規程第 21 条第 2 項の規定により次のとおり決定期間の延長をいたしましたので、通知します。

個人情報の内容	
公立学校共済組合個人情報保護規程 第 21 条第 1 項の規定による決定日	令和 年 月 日
延長の決定期間	令和 年 月 日
延長した理由	
問い合わせ先	公立学校共済組合山梨支部 電話番号
備 考	

【参照条文】公立学校共済組合個人情報保護規程
 第 21 条 保有機関は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から 30 日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。
 ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 （中略）
 2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内（訂正等、利用停止等及び第三者提供停止にあつては、特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。この場合において、当該保有機関の長は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。